

在外研究を前にして 商法の来し方行く末―

法学部 髙木正則

0

年3月の終わりから、

端を突っ走る研究こそがここで取り

の内容自体も若干改正されてい



研究最前線

究最前線」からすると、時代の最先 の場合は1年)研究に専念できる制 の研究機関において一定期間(長期 学の費用で、 で一定期間勤務した専任教員が、大 さて、 本コーナーのタイトル 外国の大学などの任意 研

定です。在外研究というのは、 ーマとして、ドイツのミュンスター 有価証券法の理論史研究」を研究テ 私は大学にお認めいただき、 大学で長期の在外研究に従事する予 一商法 大学 研究における理論史云々という研究 上げられるにふさわしく、 ような印象を受けます。 テーマはいかにも古臭く、 実際、 場違いの 私の在外

す。 乊 て新たな立法などの動きが激しいで 例えば、平成17年の会社法の成 平成20年の保険法の成立という 最近は、商法の領域におい

19年には電子記録債権法が成立しま システムを規律する法として、平成 上げられました)。このほか、 小切手に代わりうる新たな支払決済 ム「商法の改正」でもそのことが取り を商法も受けることが予想されます 正が議論されていますが、その影響 、昨年の日本私法学会のシンポジウ さらに、 最近では、 民法の 手形

ちの生きる社会において生じうる紛 そもそも、 法律というのは、 私た

単行の法典となりましたし、商法典

社法も保険法も商法典から独立した ました(なお、それにともない、 ように新たな立法が相次いで行われ

した。

法学部准教授 商法

Masanori Takagi

1971年8月 神奈川県相模原市生まれ

1994年3月 明治大学法学部法律学科卒業

1996年3月 同大学院法学研究科博士前期課程修了

1998年3月 同研究科博士後期課程退学

1998年4月 明治大学法学部専任助手

2002年4月 同専任講師

2008年4月 同准教授、現在に至る

【主な著書(いずれも共著)】

三枝一雄・坂口光男・南保勝美編『論点整理 手形・ 小切手法 (法律文化社、2003年) 三枝一雄・坂口光男・南保勝美編『論点整理 商法 総則·商行為法」(法律文化社、2005年) 現代法入門研究会編『現代法入門』(三省堂、2010年)

【所属学会】 日本私法学会

The Front Line of Research



理論史・立法史研究の重要性を示す諸文献

あるので、

理由として挙げられています。また、 そのリスク回避のために必要なコス 時指摘されていた(手形が有価証券 電子記録債権法に関していえば、企 文語体で理解しづらかったこと、明 ら生じる紛失・盗難というリスクや、 という紙の形で存在していることか 業取引における手形離れの傾向が近 などが、 は見合わない内容となっていたこと るかに進歩した現代の保険の実務に んど規定の改正がなく当時よりもは 治32年に商法が制定されて以来ほと 典における保険についての規定が、 例えば保険法では、それまでの商法 新法の制定が必要とされた

争(法的問題)を規律するための道具 挙げた新しい立法に関していえば、 のものが時代遅れになり、それでは が変化・発展すれば、既存の法律そ は不可避であるともいえます。右に 対処できない問題が生じる可能性が となる紛争(法的問題)が生じる社会 であるといえます。その規律の対象 法律の改正や新法の成立 す。 律する法制度の在り方が模索されて 究ということになりそうな気もしま 新しい法律がどのように規律してい に電子記録債権法が成立したのです。 たな電子的な支払決済システムを規 ところへ、一丁の進歩もあり、 なければならないという要因から) るのかを考えることが、最前線の研 において生じうる法的問題について こうしたことに鑑みれば、 いました。そのニーズに応じるため 現代社会 新

中で生じた産物なので、法律や規定 することが前提となります。されば そ新しい立法や法律の改正がなされ 成立した当時の経済・社会情勢をも の趣旨を検討するには、その法律が のは、これまでの人類社会の営みの 規定の趣旨を検証する必要に迫られ その吟味に際しては、従来の法律や の規定がどのような点で変化・発展 るはずです。そして、法律というも した社会に対応できないのかを吟味 るためには、 従来の法律やそれぞれ

> きないと思われます 題という「行く末」を考えることもで いわば、法律やそれぞれの規定の「来 含めて考察しなければなりません。 にはその後に新たに生じうる法的問 し方」をきちんと把握しておかない さらにいいますと、日本の法律は 新法の成立や法律の改正、さら

中で、 います 把握するには、さらにその生みの親 明治維新以後の近代国家への歩みの 乏しい能力でどれほどのことができ 頭のテーマを選んだわけです。私の 律の「来し方」についても色々と調べ に向き合って思索を巡らせたいと思 角の機会ですので様々な先人の業績 るかまことに心許ないのですが、折 はドイツでの在外研究にあたり、 ないといけません。そのために、 ともいうべきドイツやフランスの法 あります。日本の法律の「来し方」を 法律を参考にして整備された経緯が 主としてドイツやフランスの 私 冒

しかし、

物事の順序として、およ

手形の振出人は印紙税を納税し